

寺内之義ニ付て定数候事

一 寺内ふしん可仕候事、

一 女子他郷へのけ、其身はかり寺内へは

いり候事有間敷候事、

一 万事たんかうの義、多分ニ付て可仕候事、

一 町衆寺内之義、同心なく候共、此連判

之衆として、公義入公用候共、ととのへ可申候事、

一 たれくニよらす、いろくニ申やふり候衆

候共、右之連判之衆としてことわり

可申候、たかいにゑこ申間敷候事、

慶長五年七月十七日

西順寺 (花押)

新八郎 (花押)

休波 (花押)

六蔵 (黒印)

源左衛門尉 (花押)

牛内 (花押)

助右衛門尉 (花押)

新太郎 (花押)

金右衛門尉 (花押)

藤蔵 (花押)

八右衛門尉 (花押)

市右衛門尉 (花押)

喜右衛門尉 (花押)

半兵衛 (花押)